

延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「要綱」という。）第 14 条の規定により、次の指名停止について公表します。

1.指名停止する有資格者

有限会社 甲斐自動車
延岡市古川町 677-1

2.指名停止措置の期間

2 箇月（令和 7 年 8 月 28 日（木曜日）～令和 7 年 10 月 27 日（月曜日））

3.指名停止措置の理由

当該有資格者は、北浦総合支所地域振興課所管事業に係る指名競争入札において落札者となったにもかかわらず、正当な理由なく契約辞退届を提出したことによるもの。

4.要綱の該当条項

当該行為は、要綱別表第 2 第 13 項に規定する「有資格者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、本市契約の相手方として不適当であると認められるとき」に該当する。